

納 税 管 理 人 申 告 書
承 認 申 請 書

年 月 日

中 央 市 長 様

(納税義務者)

住 所

氏 名

Ⓜ

生年月日

年 月 日生

個人番号

中央市税条例第 64 条の規定により、納税管理人を次のとおり
設定 ・ 変更 ・ 廃止 します。

管 理 す る 税 目		市税 (固定資産税)
設定 管理人の変更 年月日 廃止		年 月 日
管 理 す る 事 項		1 納税通知書、督促状その他納税に関する書類の受領 2 徴収金の納付または納入 3 過誤納金にかかる還付金等の請求及び受領 4 その他納税に関する一切の事項
納 税 管 理 人	設 定 廃 止	住 所 氏 名 Ⓜ 電話番号
	変 更	新 住 所 氏 名 Ⓜ 電話番号
		旧 住 所 氏 名 Ⓜ 電話番号

中央市税条例

(固定資産税の納税管理人)

第 64 条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市の区域内に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から 10 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。